

令和6年度 岐阜市スタートアップ支援補助金

【公募要領】

【募集期間】

令和6年4月1日（月）から令和6年5月15日（水）まで
（※締切：募集期間最終日の17時必着）

【提出方法】

応募書類は、電話で予約の上、直接持参するか、郵送または
岐阜市オンライン申請サイト（LoGo フォーム）より提出してください。

URL: <https://logoform.jp/form/BcLm/217496>



※郵便等による提出の際は、封筒等の表面に「岐阜市スタートアップ支援補助金応募書類
在中」と朱書きしてください。

※経営計画書及び補助事業計画書の記入漏れや添付資料の漏れ等の不備があった場合は、
不採択となります。不備のないよう、提出前にご自身でよくご確認ください。

※補助金の申請書は、郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達事業に関する
法律第2条に規定する「信書」に該当します。

信書を送ることができる一部のものを除き、宅配便等のご利用いただけませんのでご注意
ください。

【申請書等の入手方法】

各種様式につきましては、岐阜市公式ホームページの以下のページからダウンロードして
ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1005760/1005777/1005778.html>

【お問い合わせ先】

岐阜市経済部商工課（スタートアップ推進室）

所在地：岐阜市司町40番地1

電話番号：058-214-2771

応対時間：月曜日～金曜日の8:45～12:00、13:00～17:30（祝日を除く）

1 事業の目的

本事業は、岐阜市で新たに創業する方や第二創業をする方又は創業後5年以内の市内中小企業者の方を対象に、新たな事業やサービスの創出等により、本市の社会課題解決に資する事業実施にかかる経費の一部を補助し、成長が見込まれるスタートアップ企業等を支援することで、本市産業競争力の強化を図ることを目的とします。

2 補助金の概要

(1) 補助対象期間

交付決定を受けた日から令和7年1月31日まで

※補助対象期間内に着手し、支払いを完了する必要があります。

着手とは、工事の発注、機械の注文、ウェブサイトの制作依頼などを行うことです。

(2) 補助率、補助金額、補助件数

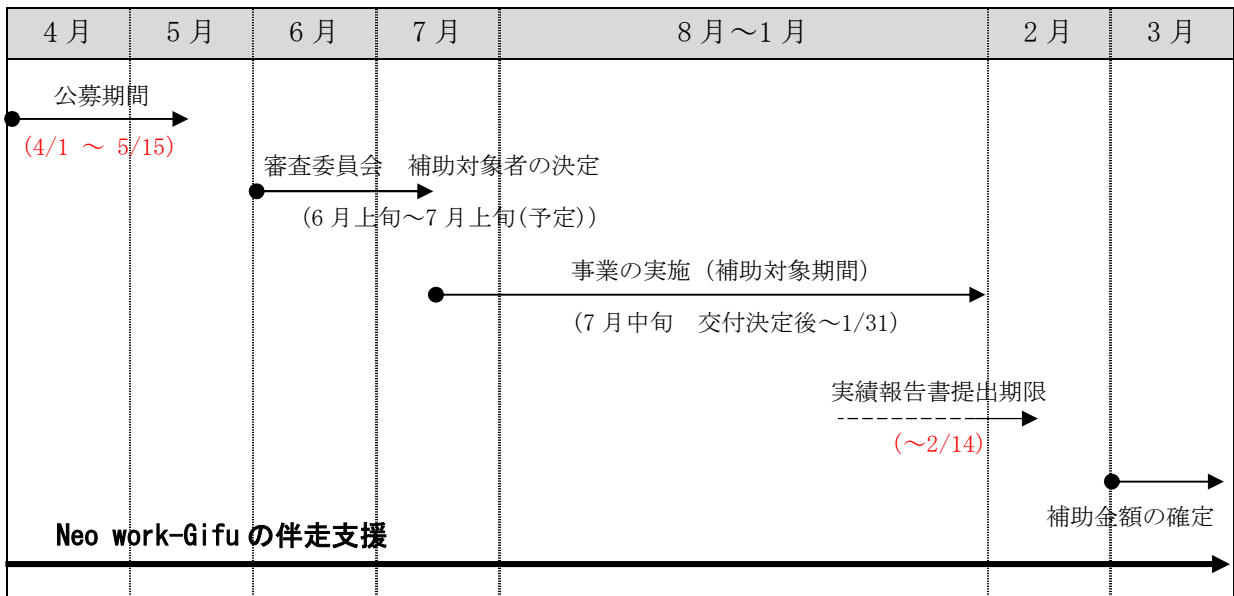
補助率	補助対象経費として認められた経費の総額の2分の1以内
補助金額	1者につき500万円以内
補助件数	2件程度（予算の範囲内で決定）
補助事業決定方法	審査委員会での書類審査及び事業説明、質疑応答を経て、交付対象者を決定 ※応募者多数の場合は、申請書類の審査を行い、上位者を選定した上で、事業説明、質疑応答を実施します。

注 補助金の支払いは、補助事業の完了後になります。したがって、補助事業を実施する際には、借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

(3) 補助対象事業

本事業は、新たな事業やサービスの創出等により、「**本市の社会課題解決に資する事業**」が対象となります。

(4) 事業のスケジュール



3 補助対象者

本補助金の対象者は、以下の（１）から（８）の全てを満たしている必要があります。

（１）「新規創業者」、「第二創業」又は「創業後５年以内の中小企業者」であること。

◆新規創業者

令和６年４月１日から令和７年１月３１日までに、中小企業者として開業した者又は開業する者をいいます。

◆第二創業

令和６年４月１日から令和７年１月３１日までに、すでに事業を営んでいる個人または法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種（日本標準産業分類の中分類が異なる業種）へ転換や進出することをいいます。

◆創業後５年以内の中小企業者

平成３１年４月１日以降に、中小企業者として開業したもので、新規創業者に該当しない者をいいます。

※第二創業の際は、個人においては確定申告の業種名欄に追加記載、法人においては変更登記の申請を行う前に交付申請すること。なお、既に確定申告の業種名欄もしくは法人登記の目的欄に記載済の事業は、第二創業の対象外となります。

※個人事業主が会社を設立し、他の企業の全部又は一部の事業を引き継ぐときは、新規創業者に含まず、個人で営む事業の開業届に記載された開業の日が令和６年４月１日時点で５年以下であること。

注１ 「開業」とは、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条に規定する開業等の届出、又は、会社法（平成１７年法律第８６号）第９１１条から第９１４条に規定する設立の登記をし、新たに事業を開始することをいいます。

注２ 中小企業者の定義は、以下のとおりです。

業種分類	定義
製造業その他 （※１）	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人事業主
サービス業 （※２）	資本金の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主

※１ ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金３億円以下又は従業員９００人以下

※２ 旅館業は資本金５千万円以下又は従業員２００人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金３億円以下又は従業員３００人以下

注３ 「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人を指します。

（２）次のいずれかに該当する「みなし大企業」でないこと（「新規創業者」においては、開業の時点で次のいずれかに該当する者でないこと。）。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ※ 「大企業」とは（1）で定義する中小企業者以外の会社をいいます。

ただし、中小企業投資育成会社法に規定する中小企業投資育成会社は除きます。

- (3) 市内に居住する個人事業主又は本店を有する会社であり、かつ、市内に事業所を有すること。（「新規創業者」においては、開業の時点で条件を満たすこと。）
- ・個人事業主が申請をする場合、申請日の住所が岐阜市以外の場合は対象となりません。ただし、市外在住の個人事業主（創業後5年以下の中小企業者に該当するものに限る。）が本店所在地を市内として会社を設立し、事業を行おうとする場合は対象となります。
 - ・市外在住の事業を営んでいない個人が、交付決定を受けた後に岐阜市に転入し、事業所を設けて開業する場合は対象となります。
- (4) 国税、県税、及び市町村税の未納がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可又は第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないこと（「新規創業者」においては、開業の時点で、営業許可又は届出の対象となる事業者でないこと。）。
- (6) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。
- (7) 岐阜市暴力団排除条例に規定される暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) その他補助金を交付することについて、市長が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

4 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市の社会課題の解決を目指し、新たに創業等する事業であるとともに、以下の（1）から（4）のいずれかに該当する必要があります。また、申請できるのは、1事業につき1回に限ります。

- (1) 市内での開業に係る事業
- ・補助事業完了日までに開業する必要があります。
 - ・事業を営む個人が、新たに会社を設立し、その事業の全部又は一部を引き継ぐ事業を開始するものは含みません。
 - ・代表者として経営する企業の事業の全部又は一部について、新たに会社を設立し、当該事業を開始するものは含みません。
 - ・生計同一関係にある同居の配偶者が個人事業者であって、かつ、その個人事業者の営む事業と関係する事業を開始するものは含みません。
- (2) 市内での事業所の開設に係る事業
- ・補助事業の完了日までにオープン又は使用を開始する必要があります。
- (3) 新たな商品の開発、生産もしくは販売、商品の新たな生産もしくは販売の方式の開発もしくは導入又は商品の販売の促進を目的とする事業
- 例**・新商品（製品）の開発や生産、販売
- ・既存商品（製品）の新しい生産方法や販売方法の開発や導入
 - ・商品（新商品か既存商品かを問わない）の販売促進

(4) 新たなサービスの開発もしくは提供、サービスの新たな提供の方式の開発もしくは導入又はサービスの提供の促進を目的とする事業

例・新サービスの開発や提供

- ・既存サービスの新しい提供方法の開発や導入
- ・サービス（新サービスか既存サービスかを問わない）の提供の促進

5 補助要件

(1) この補助金は、下記の支援機関の支援（相談）を受けることが要件となっています。

- ・事業計画の策定等について、必ずアドバイスを受けたうえで申請してください。
- ・補助金交付決定後も、月に1回以上を目途として、引き続き支援（相談）を受けてください。

ぎふしスタートアップ相談窓口

Neo work-Gifu（ネオワーク・ギフ）

所在 : 岐阜市橋本町 1-17 岐阜イーストライジング 24 2階

電話番号 : 058-264-8355

E-mail : info@neowork.life

- (2) 補助対象期間内に同一の事業計画で、国（独立行政法人を含む）又は県の補助金、助成金等の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと。
- (3) 経常的に国（独立行政法人を含む）又は県等の補助金、助成金、報酬等の交付を受けていない、又は受けることが決まっていない、若しくは、受けることを前提とした事業計画ではないこと。
- (4) 補助金受給後、3年以上事業を継続すること。
- (5) 補助対象期間（令和7年1月31日）までに、事業計画に基づく事業が完了していること。

6 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費で、以下の①～④の条件を全て満たすものを対象とします。

- ①使用目的が補助事業の遂行に必要と認められる経費
 - ②補助対象期間内の契約・発注により発生した経費
 - ③証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
 - ④経済性や効率性を考慮した経費
- ※交付決定の日より前に支払われた経費は対象となりません。

下記に記載されている【対象となる経費】が対象となります。

その他、下記に例示された【対象とならない経費】及び記載されていない経費は原則、補助対象外となります。

(1) 店舗等借入費

【対象となる経費】

- ・市内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費
- ・市内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料
- ・住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係る賃借料のみ

※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に

限る

【対象とならない経費の例】

- ・創業後5年以内の中小企業者及び第二創業に係る賃借料等（補助対象期間内に新規出店等を行う場合を除く。）
- ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
- ・事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場（例：従業員専用の駐車場等）
- ・火災保険料、地震保険料
- ・応募者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費
- ・市外の店舗・事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、借り入れに伴う仲介手数料
- ・第三者に貸す部屋等の賃借料

(2) 設備費

【対象となる経費】

- ・新たに設ける市内の店舗・事務所の外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・住居兼事務所については、店舗・事務所専有部分のみを対象とします。ただし、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限ります。）。
- ・市内の店舗・事務所・工場・研究所・倉庫に設置する機械装置・工具・器具・備品の調達費用（設置工事に係る費用を含む。）
- ・事務所・店舗内で本補助事業実施にだけ使用する固定電話機、FAX機の調達費用
- ・補助事業のみに利用する特定業務用ソフトウェア、ライセンス費用

【対象とならない経費の例】

- ・消耗品（2万円未満の備品を含む）
- ・不動産の購入費
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用（例：容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるパソコン、カメラ、スマートフォン、タブレット等）
- ・車両の購入費（リース・レンタルは、対象となります。）
- ・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等
- ・市外の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費、ライセンス費用

(3) 知的財産権等関連経費

【対象となる経費】

- ・本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標を含む）の取得に要する弁理士費用（国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料）
- ・外国特許出願のための翻訳料
- ・外国の特許庁に納付する出願手数料
- ・先行技術の調査に係る費用
- ・国際調査手数料（調査手数料、送付手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料）
- ・国際予備審査手数料（審査手数料、取扱手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料）

※1 事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していることが必要です。

※2 出願人は本補助金への応募者（法人の場合は法人名義）のみです。

※3 補助事業者に権利が帰属することが必要です。

※4 補助対象経費総額（税抜）の2分の1を上限とします。

【対象とならない経費の例】

- ・他者からの知的財産権等の買い取り費用
- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許等）
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・国際調査手数料・国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・外部の者と共同で申請を行う場合の経費
- ・本補助事業と密接な関連のない知的財産権等の取得に関連する経費
- ・他の制度により知的財産権の取得について補助等の支援を受けている場合

(4) 謝金

【対象となる経費】

- ・本補助事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費
※謝金における専門家は、士業及び大学博士・教授等（その他の専門家は「(7) 外注費」で整理。）
※謝金単価については、社会通念上妥当であること。

【対象とならない経費の例】

- ・本補助金の応募に関する申請書類作成代行費用

(5) マーケティング調査費（自社で行うマーケティング調査に係る費用）

【対象となる経費】

- ・市場調査に要する郵送料・メール便などの実費
- ・調査に必要な人材派遣・役務等の契約による外部人材の費用

【対象とならない経費の例】

- ・切手の購入を目的とする費用
- ・調査の実施に伴う記念品代、謝礼等

(6) 広報費（自社で行う広報に係る費用）

【対象となる経費】

- ・販売促進に係る広告宣伝費（チラシ等の作成費、新聞等への広告掲載料）、パンフレット印刷費、展示会出展費用（出展料・配送料）
- ・宣伝に必要な人材派遣・役務等の契約による外部人材の費用
- ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費
- ・販売促進に係る無料事業説明会開催等の費用
- ・自社のウェブサイト制作費及び関連する費用
- ・広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるものに限る。）

例) 家電量販店等においてある製品のモックアップ、飲食店に展示されている食品見本等
※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用が出来ないことが原則。

【対象とならない経費の例】

- ・切手の購入費用
- ・本補助事業と関係ない活動に係る広報費（補助事業にのみ係る広報費と限定できないもの）

(7) 外注費

【対象となる経費】

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（上記（1）～（6）に該当しない経費）
 - ※1 補助対象期間中に請負契約を締結し、完了する必要があります。
 - ※2 「請負」とは、業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬が発生する契約形態。
- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査について調査会社を活用する場合等）
- ・士業や大学博士・教授等以外の専門家から本補助事業に係るコンサルティングや本事業遂行にあたってアドバイスを受ける経費
 - ※1 補助対象経費総額（税抜）の2分の1を上限とします。
 - ※2 委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要です。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要です。
 - ※3 補助対象期間中に委託契約を締結し、完了する必要があります。

【対象とならない経費の例】

- ・販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造及び開発の外注に係る費用又は、製造委託及び開発委託に係る経費
- ・対価を得るサービス（役務）の全部または一部をそのまま外部に委託する経費

(8) その他対象とならない経費

【対象とならない経費の例】

○上記（1）～（7）に区分される費用においても下記に該当する経費は対象となりません。

- ・交付決定前に発注又は契約している経費
- ・代表者が同一人である会社間の取引に関する経費
- ・役員報酬、人件費、旅費
- ・ノベルティの作成費
- ・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費
- ・プリペイドカード、商品券等の金券
- ・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
- ・応募者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・自動車等車両の修理費・車検費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
- ・商号の登記、会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税
- ・定款認証料、収入印紙代

- ・振込手数料・代引き手数料
- ・ポイントを利用して支払った経費(経費の一部に利用した場合は、利用したポイント相当額)
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

7 応募手続きの概要

(1) 募集期間 令和6年4月1日(月)～令和6年5月15日(水)17時必着

(2) 提出先(お問い合わせ先)

岐阜市経済部商工課(スタートアップ推進室)

所在地:〒500-8701 岐阜市司町40番地1

電話番号:058-214-2771

対応時間:月曜日～金曜日の9:00～12:00、13:00～17:30(祝日を除く)

(3) 提出書類

各種応募様式については、下記の岐阜市公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1005760/1005777/1005778.html>

(4) 提出書類

①	岐阜市事業創造支援補助金交付申請書【様式第1号】
②	事業計画書(産学官連携事業補助金/スタートアップ支援補助金)【様式第2号】 ※DX(デジタルトランスフォーメーション)・GX(グリーントランスフォーメーション)に沿った事業の場合は、「事業のこだわり、新規性、優位性」欄に、どのように該当するのかを記入してください。
③	補助事業計画書【様式第7号】
④	収支予算書(スタートアップ支援補助金)【様式第4号】 ※経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください
⑤	岐阜市税にかかる完納証明書
⑥	同意書【様式第5号】
⑦	法人にかかる登記事項証明書「現在事項全部証明書」(登記簿謄本)【法人】
⑧	住民票の写し(個人事業者)(個人番号の記載がないもの)
⑨	開業届など市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し【既創業者で個人事業者】
⑩	直近の決算書の写し【既創業者】
⑪	企業概要(パンフレット等)【既創業者】
⑫	補足説明資料(任意)

(5) 提出方法

応募書類は、電話で予約の上、直接持参するか、郵送または岐阜市オンライン申請サイト(LoGoフォーム)より提出してください。

上記(1)の募集期間最終日の17時迄に受付できるように余裕をもって提出してください。時間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。

なお、郵送の際は、封筒等の表面に「岐阜市スタートアップ支援補助金応募書類在中」と朱書

きしてください。この場合においても期限は同じですので、余裕をもってお送りください。

- ※1 補助金の申請書は、郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達事業に関する法律第2条に規定する「信書」に該当します。信書を送ることができる一部のものを除き宅配便等のご利用いただけませんのでご注意ください。
- ※2 郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。なお、「FAX」や「電子メール」などによる提出は受付できません。
- ※3 提出された書類については、「18. 個人情報の管理」に基づき、厳正な管理を行います。なお、特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど応募者ご自身の責任で対応してください。
- ※4 審査は募集期間内に提出された書類により行いますので、書類の差し替え、追加提出、訂正等には応じられません。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ※5 経営計画書及び補助事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、不採択となります。もれのないよう、提出前にご自身でよく確認してください。
- ※6 提出された書類は返却いたしません。

8 審査

岐阜市役所経済部商工課による形式要件の確認を行ったうえで、申請書類及び事前説明、質疑応答による、事業内容についての審査を行い、採択する事業（補助金の交付対象とする事業については、補助事業として認定）を決定します。

※応募者多数の場合は、事前に申請書類の審査を行い、上位者を選定した上で、事前説明、質疑応答を実施します。

(1) 審査における主な着眼点

項目	内容
課題解決力	・提案する社会課題の内容 ・事業の実現による課題解決への効果
事業の継続性	・事業の実現可能性は高いか（収益性） ・次年度以降も事業を継続させることができるか ・事業規模に対し、適切かつ効率的な事業計画か
事業の成長性、発展性	・提案する事業に対する地域のニーズは高いか ・将来の展望などの成長戦略について ・将来的に市内の経済の活性化及び雇用の創出が見込まれる ・全国、世界へ業容拡大する見込みがあるか
資金調達の見込み	・事業の遂行に十分な資金の調達が見込めるか
事業の先駆性、独自性	・ユニークな新しい視点を持った事業計画か

※DX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）に沿った事業内容には加点されます。

(2) その他

- ・審査方法に関するお問い合わせには、一切応じかねます。
- ・申請書類作成、送付等に係る費用は応募者の自己負担となります。

9 採択

審査の結果は、応募者全員に文書で通知します。

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねます。

なお、採択された方については、岐阜市公式ホームページにおいて、法人名・代表者名（屋号、個人名）、事業テーマ名、事業計画の骨子などを外部に公表することがありますので、予めご承知おきください。

10 交付決定

書類審査および審査委員会での事業説明・質疑応答を経て、交付対象者を決定します。

また、補助金の交付決定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により通知します。なお、交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付希望額より減額となる場合がございますので、ご注意ください。

※通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、対象経費が予定を超えた場合にあっては、決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

11 交付決定後、事業完了まで

(1) 対象要件の確認できる書類の提出が必要となります。

補助金の交付決定を受けた後、補助事業の完了日までに次の書類の提出が必要です。

・許認可を必要とする事業は、許可証等の写し

(2) 補助事業の内容の変更等、以下に該当する場合は、承認が必要となります。

・補助事業に要する経費の配分等の変更（軽微な変更を除く。）

・補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

・補助事業を中止または廃止する場合

※ 軽微な変更とは、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる補助事業に要する経費等の20%以内の変更をいいます。ただし、借入金の繰上返済による信用保証料の変更を除きます。

（補助金の交付を受ける経費に信用保証料が含まれる場合に限る。）

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、指示を受けてください。

(4) 代表者、住所又は組織等を変更したときは、所定の様式に必要な書類を添付して、速やかに提出してください。なお、「新規創業者」の方が開業した場合、速やかに報告し、指示を受けてください。

(5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備してください。また、書類、帳簿等は、補助事業等の完了後、5年間保存してください。

(6) 必要に応じて事業の進捗確認や現地調査等を行います。

12 事業報告・補助金の交付

補助事業の完了後、30日以内若しくは令和7年2月14日までのいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出していただきます。その後、実施した補助事業の内容や経費の内容について検査・確認を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。

※1 補助金の交付には、事業実績報告書の提出後、報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

※2 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

1.3 事業完了後の主な注意事項

(1) 財産処分の制限

補助事業において取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、事業終了後5年間、その処分等につき制限を受けます。

(2) 事業活動の継続が困難になった場合

令和7年4月から5年以内に、事業活動の継続が困難になった場合においては、速やかに届出をしてください。

(3) 正当な理由のない事業活動の休止又は廃止について

令和7年4月から5年以内に、正当な理由なく事業活動を休止又は廃止した場合、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

(4) 補助対象事業実施年度の翌年度から3年間、当該事業についての事業化状況を報告してください。

1.4 暴力団の排除

岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者としません。（確認が必要な場合、申請書に記載されている情報を岐阜県警察本部に照会することがあります。）補助対象者が交付の決定後、前述の条例の規定に該当することとなったとき、又は補助金の認定申請や交付申請をしたときに前述の条例の規定に該当していたことが判明したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとします。

1.5 個人情報の管理

本補助金への応募に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本補助金における補助事業者の審査・選考・事業管理（岐阜県警察本部への照会を含む。）のため。
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

1.6 事業状況調査

事業完了後、市が行う事業状況の調査に対して、協力を求める場合があります。

正当な理由なく、事業実施状況の調査に応じない場合、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。